

2012 年世界無線通信会議（WRC-12）の各議題に対する我が国の考え方

議題 1.1 脚注からの自国の国名の削除

決議第 26（WRC-07、改）に従い、主管庁からの要求を考慮し、不要な場合には、当該国の脚注を削除し、又は、脚注から当該国の国名を削除すること

<議題の概要>

無線通信規則（RR）の周波数分配表を簡素化するため、主管庁からの要請により、不要となった国別分配について脚注又は脚注中の国名を削除するもの。

<考え方>

議題そのものに対する特段の意見がない限り、見解を出さないことにする。

議題 1.2 国際的な周波数管理枠組の見直し

決議 951（WRC -07 改）に基づく ITU-R での研究を考慮し、国際的な周波数管理の枠組を改善するために適切な措置を執ること

<議題の概要>

現在の無線通信業務とその利用を考慮しつつ、現在そして将来の無線応用技術の要求を満たすべく、無線通信規則（RR）の拡張を行う際の考え方と手続に関する ITU-R での検討を考慮し、一般的な周波数分配及び手続事項について研究を行うもの。

<考え方>

既存のシステムや既存の業務に影響を与えることのないようにすることに留意すべきことを踏まえ、固定業務（FS）及び移動業務（MS）について、既存の定義等を維持することが適当である。

議題 1.3 無人航空機システム（UAS）のための周波数並びに規制関連事項

決議第 421（WRC-07）に従い、無人航空機システム（UAS）の安全な運用を可能にするために、ITU-R の研究結果に基づき、スペクトルの必要性及び周波数の分配も含めた可能な規制上の措置を検討すること。

<議題の概要>

無人航空機（UA）の遠隔操縦に係る「指令・制御・管制中継用」それぞれの周波数や安全航行に係る周波数について、追加分配を含むスペクトル要求及び実行可能な制度に

について検討するもの。

WRC-12 では、UA の運航に必要な周波数分配を決定するための「技術・制度・運用」に係るそれぞれの勧告案の策定、他業務との共用検討及び UAS 搭載物の種類別に必要な通信手段に係る報告又は勧告案の検討を行う。

＜考え方＞

無人航空機（UA）の安全運用のために使用する UAS の周波数帯域は、航空移動衛星（R）業務（AMS(R)S）、航空移動（R）業務（AM(R)S）、航空無線航行業務（ARNS）及び／又は移動衛星業務（MSS）、航空移動衛星業務（AMSS）、固定衛星業務（FSS）に分配された既存の周波数帯から使用されることが適当と考える。既存の MSS、AMSS、FSS 分配から選ばれる場合は、安全運用を目的としない既存の業務に追加的な制約とならない（安全運用のための通信であることによる優先権を保持しない）ことが必要である。

UAS の衛星無線通信について、UA と衛星間、移動 UA 制御局（UACS）と衛星間及び固定 UACS と衛星間の各無線通信リンクは、現在の無線通信規則（RR）による業務の定義に基づいた各業務間の共用・両立性のあり方の維持のため、UAS の運用の実態に合った無線通信業務が選ばれることが適当と考える。

UAS の地上無線通信について、UA と UACS（固定又は移動）間の無線通信リンクは、AM(R)S に分配されている既存の周波数帯が使用されるのが適当であると考えられる。

議題 1.4 112-117.975MHz 帯, 960-1164MHz 帯及び 5000-5030MHz 帯における航空移動 (R)業務の導入の促進

決議第 413（WRC-07 改）、第 417（WRC-07）及び第 420（WRC-07）の規定に従い、112-117.975MHz 帯, 960-1164MHz 帯及び 5000-5030MHz 帯の各周波数帯において新しい航空移動（R）業務(AM(R)S)システムの導入を促進させるような何らかの規制上の更なる方策を、ITU-R の研究結果に基づいて検討すること。

＜議題の概要＞

①108-117.975MHz 帯（決議第 413）

108-117.975MHz 帯を使用する航空移動（R）業務（112MHz 以下の周波数帯については ICAO で定められたものを除き、原則使用禁止）について、87-108MHz 帯を使用する放送業務（FM 放送及び ITU-R 勧告 BS.1114 に基づくデジタル音声放送）との両立性検討を行い、勧告案の策定を行うもの。

②960-1164MHz 帯（決議第 417）

960-1164MHz 帯を使用する航空移動（R）業務について、航空無線航法システム（同一周波数帯を使用する航空無線航行業務）及び衛星測位システム（1164MHz-1215MHz 帯を使用する無線航行衛星業務）との共用・両立性検討を行うもの。

③5000-5030MHz 帯（決議第 420）

空港面におけるアプリケーションを目的とした航空移動（R）業務について、5091-5150MHz 帯が周波数要求を満足するか優先的に調査を行い、必要な場合には 5000-5030MHz 帯の分配可能性を調査する。また、5000-5030MHz 帯を使用する航空移動（R）業務について、同周波数帯の衛星測位業務及び 4990-5000MHz 帯を使用する電波天文業務との共用検討を行い、勧告案の策定を行うもの。

<考え方>

- (1) 新しい航空移動（R）業務（AM(R)S）システムの導入を促進するための、ITU-R における 108-117.975 MHz 帯で運用する AM(R)S と 108 MHz 以下のデジタル音声放送（ITU-R 勧告 BS.1114）との両立性検討の継続実施を支持する。
- (2) WRC-07 決議第 417 に従って、960-1164 MHz 帯における新しい AM(R)S システムの導入を促進するための ITU-R の活動を支持する。
- (3) ITU-R における 5091-5150 MHz 帯で 5GHz 帯の AM(R)S 周波数需要が満たされるかの検討は、慎重になされるべきである。AM(R)S の需要が存在するとの判断により 5000-5030 MHz の分配可能性が調査される場合においては、AM(R)S が電波天文業務（RAS）及び無線航行衛星業務（RNSS）を含む既存又は計画中の無線通信業務に有害な混信及び過度な制約を与えないことが示される必要があると考える。

議題 1.5 電子式ニュース取材方式（ENG）のための世界共通又は地域共通な周波数事項の検討

決議 954（WRC-07）及び ITU-R での検討に基づき、ENG のための世界共通又は地域共通な周波数事項の検討を行うこと。

<議題の概要>

ITU-R での検討に基づき、WRC-12 において、ENG のための周波数幅及びチューニング範囲に関して、世界共通又は地域共通の周波数帯域特定の実行可能性について検討するもの。

また、ENG の周波数の調和を可能とする手法について特定するもの。

<考え方>

世界共通/地域共通の ENG 用周波数を特定することについては、我が国ではそうしたニーズに乏しいことなどから、各国に対する強制力を伴わず、かつ、既に運用されている全ての無線通信業務等に影響を及ぼすことがないように措置されるべきである。

議題 1.6 275-3000GHz の受動業務周波数利用に関する無線通信規則脚注 5.565 (以下脚注 5.565 とする) の見直し及び光空間通信に関する手続事項の検討

決議第 950(改、WRC-07)に従い、275GHz から 3000GHz における受動業務によるスペクトラム利用を現行化するため、脚注 5.565 を見直すこと、また、決議第 955(WRC-07)に従い、ITU-R の研究結果を考慮しつつ、自由空間光通信リンクのために可能な手続を検討すること。

<議題の概要>

本議題は、2つの決議（950、955）に関連するものであり、決議ごとに分けて検討されている。

- ①日・米・加・欧州共同の電波天文観測計画等の受動業務のための周波数利用を検討するもの【275-3000GHz、決議第 950】
- ② 自由空間光通信リンクのための可能な手続を検討するもの【3000GHz 超、決議第 955】

<考え方>

- ① 決議第 950 関係（275-3000GHz）

CPM(Conference Preparatory Meeting)テキストにおける RR 脚注 5.565 の見直し（オプション A）を支持する。

- ② 決議第 955 関係（3000GHz 超）

CPM テキストにおける RR への変更なし（NOC、メソッド A）を支持する。

議題 1.7 1.5/1.6 GHz における航空移動衛星(R)業務用周波数の長期安定的な使用

決議第 222（WRC-07、改）の規定に従い、航空移動衛星（R）業務（AMS（R）S）の要請を満たすのに必要な長期的なスペクトルの使用可能性及びスペクトルへのアクセスを確保するために、ITU-R の研究の結果を検討し、1525-1559MHz 帯及び 1626.5-1660.5MHz 帯での移動衛星業務への一般的な分配は変更せずに、この問題に関して適当な措置を執ること。

<議題の概要>

AMS (R) S の安定した周波数利用を確立するため、適切な技術、運用及び規則を検討するもの。

＜考え方＞

- (1) 現在の無線通信規則 (RR) 脚注 5.357A 及び決議第 222 の優先規定を実効的なものにするための規則手続に関する検討をアジア・太平洋電気通信共同体 (APT) 加盟各主管庁とともに更に推進することが必要であると考えます。
- (2) 方策として、AMS(R)S に関する世界的な協議会議を設け、移動衛星業務 (MSS) への周波数割当てに先立ち AMS(R)S への周波数割当てを行うとする議題の解決方法 (ITU-R WP4C により作成された CPM (Conference Preparatory Meeting) テキストの Method B) を支持する。
- (3) Method B の実行に有用である ITU-R WP4C における AMS(R)S の周波数需要予測及び見積手法に係る研究の推進を支持する。また、AMS(R)S の周波数要求量見積方法の勧告は、早期に完成させることが望ましいと考える。
- (4) 決議第 222 に基づく研究により、既存の帯域幅 (2×10MHz) で AMS(R)S 通信の長期需要は満たされるものと考えます。

議題 1.8 71-238GHz の固定業務に関連する技術的、規則的事項の検討

決議 731 (WRC-2000) 及び 732(WRC-2000)に従い、71-238GHz 帯における固定業務に関連する技術的、規則的事項について検討すること。

＜議題の概要＞

決議 731 (71GHz 以上における受動及び能動業務間の共用及び隣接周波数帯の両立性に関する問題の検討) 及び決議 732 (71GHz 以上における能動業務間の共用に関する問題の検討) に基づいて検討するもの。

＜考え方＞

ミリ波帯は、我が国において既に各種無線通信業務等によって使用されていることから、既に運用されている無線通信業務等への影響に配慮しつつ、当該周波数帯を利用する研究開発等が推進できるよう措置されるべきである。

議題 1.9 海上移動業務における新デジタル技術の導入のための付録第 17 号の周波数及びチャンネル配置の見直し

新しいデジタル技術を海上移動業務に導入するために、決議第 351 (WRC 07、改) の

規定に従い、無線通信規則の付録第 17 号の周波数とチャンネルの配置を改訂すること。

<議題の概要>

海上移動業務に HF デジタル通信を本格的に導入するために、無線通信規則付録第 17 号の周波数とチャンネル配置の改訂と移行期間を明確にするもの。

<考え方>

付録第 17 号の改訂に当たっては、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）で使用するデジタル選択呼出（DSC）、狭帯域直接印刷電信（NBDP）及び海上安全情報（MSI）用周波数の維持、既存システムとの共存、一定の移行期間の設定、A1A モールス通信維持を望む主管庁はクレーム申し立てができないことを条件に継続使用を可能とすべきであると考え。具体的には、以下のことを支持する。国際海事機関（IMO）暫定見解も同様であり、これを支持する。

また、新デジタル技術に使用する帯域について、帯域幅が規定されていないと、主管庁や地域により通信チャンネル及び帯域幅が独自に設定される恐れがあり、通信に混乱をきたすこととなることから、チャンネルと帯域幅を規定すべきと考える。

(1) 付録第 17 号 Part A について

- ① 幾つかのチャンネルを加えた上で、GMDSS 要件(付録第 15 号)に含まれるコアバンドに対する現在の NBDP 周波数を減らし、コアバンドでの他の技術での使用を禁止すること。
- ② コアバンドに含まれていない NBDP 周波数帯を、移行期間後に新データ交換技術 (ITU-R 勧告 M.1798)に開放する。その際、クレーム申し立てできない条件での NBDP の継続使用を認めること。
- ③ ファクシミリ、広帯域電信、モールス電信周波数帯をデジタル変調送信に開放する。その際、クレーム申し立てできない条件でのファクシミリ、広帯域電信、モールス電信の継続使用を認めること。
- ④ 無線電話用デュープレックスチャンネル(付録第 25 号に関連)は現状のままとするが、無線電話を使用する海上移動業務の他局からの保護を求めず、また他局への妨害を与えない条件で、付録第 25 号の割当計画に従って無線電話バンドでのデジタル変調送信の使用を認めること。

(2) 付録第 17 号 Part B について

- ① NBDP 一般通信の使用が変わらない間、移行期間を設定しデジタル通信を導入する主管庁は影響を受ける主管庁と調整を図ること。
- ② 移行期間の終了後には NBDP 送信はコアバンド外で停止するが、希望する主管庁は、デジタル変調送信を使用する海上移動業務局に対してクレーム申し立てでき

ない条件で NBDP の継続使用も可能とすること。

- ③ 移行期間の終了は、2015 年 1 月 1 日とすること。
- ④ ファクシミリ、広帯域電信、モールス電信の周波数帯では、移行期間なしでデジタル変調送信を導入できること。
- ⑤ 2015 年 1 月 1 日以降、デジタル変調送信を行う局への周波数割り当ては、影響を受ける主管庁との調整を行うこと。
- ⑥ シンプレックス無線電話専用バンドは変更しないが、無線電話を使用する海上移動業務の他局からの保護を求めず、また他局へ妨害を与えない条件でデジタル変調送信の使用を認めること。
- ⑦ 付録第 25 号は変更しないが、無線電話を使用する海上移動業務の他局からの保護を求めず、また他局への妨害を与えない条件で、付録第 25 号の割当計画に従って無線電話バンドでのデジタル変調送信の使用を認めること。

議題 1.10 船舶港湾安全システムの運用に関する周波数関連事項

決議第 357 (WRC-07) の規定に従い、船舶と港湾のための安全システムの運用に関する周波数の分配の要請及び関連する規制上の条項を検討すること。

<議題の概要>

①船舶と港湾の保安と海上安全システムの運用のために無線通信規則の関連条項の改正、②海上移動業務に対して 1GHz 以下の新たな周波数分配及び③海上移動業務に分配されている 156-162.025MHz 帯の海上移動衛星業務への追加分配を検討するもの。

<考え方>

- ・ 船舶自動識別装置 (AIS) 1 及び AIS2 のチャンネル (161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375) は、他の業務 (固定、陸上移動、航空移動) からの保護が確実にされるよう、現在の分配 (固定、移動) を海上移動業務への排他的な分配に変更するのが適当である。
- ・ AIS 情報のみを衛星で受信するようにするため、遭難安全呼出のため排他的に海上移動業務に分配されている 16 チャンネルの上下のチャンネルである 75 及び 76 チャンネルに移動衛星業務 (地球から宇宙) を分配するのが適当である。移動衛星業務 (地球から宇宙) への分配は、将来の使用拡大を考慮し、一次分配とすることが適当である。
- ・ 船舶と港湾のための安全・保安情報の放送の実施のため、無線電信に使用される 495-505kHz の現在の分配 (移動業務) を、海上移動業務への排他的な一次分配に変

更するのが適当である。

- ・ VHF データ通信の本格的な導入のため、付録第 18 号を改訂し、デジタルバンドを設けるのが適当である。

議題 1.11 22.55-23.15GHz 帯における宇宙研究業務への一次分配の検討

決議第 753 (WRC-07) の規定に従い、ITU-R の研究結果を考慮して、22.55-23.15GHz 帯における宇宙研究業務（地球から宇宙）への一次分配を検討すること。

<議題の概要>

月探査ミッション等で使用される 25.5-27GHz 帯ダウンリンクとペアになるアップリンク周波数帯を確保する目的で、22.55- 23.15GHz 帯における宇宙研究業務への一次分配を検討するため、宇宙研究業務と既存業務との共用基準の策定や周波数分配表の改訂について研究するもの。

<考え方>

ITU-R における共用検討の結果を踏まえ、22.55-23.15GHz 帯の宇宙研究業務（SRS）（地球から宇宙）への一次分配を支持する。既存又は計画中の業務を保護するための SRS 地球局の電力密度制限値は、他業務との共用可能性に関する ITU-R の研究を考慮して適切に判断されるべきである。

議題 1.12 37-38GHz 帯における航空移動業務からの混信に対するその他業務の保護

決議第 754 (WRC-07) の規定に従い、ITU-R の研究結果を考慮して、37-38GHz 帯における一次業務を、航空移動業務の運用によって生じる混信から保護すること。

<議題の概要>

37-38GHz 帯における一次業務を航空移動業務による混信から保護する目的で、航空移動業務と既存業務との共用基準の策定や周波数分配表の改訂について研究するもの。

<考え方>

37-38GHz 帯における航空移動業務から他の一次業務の保護に当たっては、当該帯域での共用可能性に係る ITU-R における研究を考慮し、航空移動業務から他の一次業務への許容できない混信が除去されるよう、適切な措置が執られるべきである。

議題 1.13 第 1 地域及び第 3 地域の 21.4-22GHz における放送衛星業務と関連するフィーダリンクの周波数利用

決議 551 (WRC-07) に基づく ITU-R の研究を考慮し、第 1 及び第 3 地域における 21.4-22GHz 帯衛星放送業務と、それに関連するフィーダリンクについて周波数利用法を決定する。

<議題の概要>

第 1、第 3 地域における 21.4-22GHz 帯(21GHz 帯)BSS とそれに関連するフィーダリンクに関する研究結果をレビューし利用方法を決定するもの。

<考え方>

第 3 地域における 21GHz 帯を使用する将来の衛星放送サービスの利用可能性を確保する観点並びに 21.2-21.4GHz 帯及び 22.21-22.5GHz 帯を利用する他業務の保護の観点も踏まえつつ、第 3 地域における降雨減衰量や将来のスーパーハイビジョン放送の特性を考慮し、21GHz 帯を利用する将来の衛星放送業務の導入に支障がないよう、現行の暫定手続き(第 9 条、第 11 条)の恒久的な維持を支持する。また、21GHz 帯を利用する将来の衛星放送業務の導入に支障がないように適切に対応する。

議題 1.14 VHF 帯における無線標定業務 (RLS) への分配の検討

決議 611(WRC-07)に基づき、RLS の新たなアプリケーションのための必要条件を考慮し、30-300MHz 帯における無線標定業務の導入に向けた周波数分配あるいは規定について検討すること。

<議題の概要>

ITU-R での研究結果に基づき、RLS の新しいアプリケーション導入のため、2MHz 幅を上限として当該業務への 30-300MHz 帯への一次的基礎での分配を検討するもの。

<考え方>

154-156MHz 帯においては、現在一次分配されている業務を保護すべきであり、既存業務及びそれら業務の将来の発展にどのような制約も与えてはならないと考える。従って、154-156MHz を新たに RLS に分配することを支持しないとす前回のアジア・太平洋電気通信共同体 (APT) 暫定見解を支持する。

議題 1.15 3-50MHz における海洋レーダーへの周波数分配の検討

決議第 612 (WRC-07) の規定に従い、ITU-R の研究結果を考慮して、海洋レーダーのアプリケーションのための、3-50MHz 帯の範囲での無線標定業務への可能な分配を検討すること。

<議題の概要>

- (1) ITU-R は 3-50MHz において海洋レーダーアプリケーションのための適切な周波数帯域と共用検討のために必要な海洋レーダーの特性を確認すること。
- (2) ITU-R は(1)で特定した周波数帯における既存業務との共用検討を行うこと。
- (3) (2)の検討によって既存業務との両立性が確認されたなら、WRC-12 において 3-50MHz のいくつかの適切な周波数帯域において海洋レーダーへの周波数割当てを行うよう勧告する。

<考え方>

ITU-R における海洋レーダーと他業務との共用検討が、既存業務に有害な混信を生じないという結論に至った場合は、3-50MHz 帯における海洋レーダー運用のために無線標定業務への分配を考慮すべきである。

4.5±1MHz 帯、9±2MHz 帯、13±1MHz 帯、16±1MHz 帯、26±4MHz 帯及び 43±4MHz 帯の各周波数帯において、固定・陸上移動業務のみへの分配がある帯域については、必要離隔距離の確保や海洋レーダーの出力制限などにより既存業務との共用が可能でありうるので一次分配を、また、海上移動業務への分配がある帯域については、海洋レーダーと既存業務との共用は個別の調整などにより可能であるので二次分配を、それぞれ優先的に選択・要求するのが適当である。

ただし、既存業務で使用されている帯域（我が国では、放送事業で26.574MHz、40.68MHz、42.89MHz、44.87MHzを、海上移動業務で26.76-27.988MHz帯を、また、電波天文業務で13.36-13.410 MHz帯及び25.55-25.67 MHz帯を使用）については、ガードバンドや離隔距離の設定などにより、海洋レーダーによる混信の影響から保護する必要がある。

議題 1.16 20kHz 未満における雷観測のための気象援助業務の検討

決議第 671 (WRC-07) の規定に従い、20kHz 未満の周波数範囲での分配可能性も含めて、気象援助業務における雷探知のための受動システムの必要性について検討し、適当な措置を執ること。

<議題の概要>

20kHz 未満の周波数帯における雷観測のための気象援助業務への分配を検討するため、

気象援助業務の技術的条件や気象援助業務と既存業務との共用基準について研究するもの。

＜考え方＞

ITU-R における共用検討の結果を踏まえ、9-11.3kHz 帯の周波数に気象援助業務（受動）を一次分配することを支持する。

議題 1.17 第 1 及び第 3 地域の 790-862MHz における移動業務とその他の業務の共用検討

決議第 749（WRC-07）の規定に従い、第一及び第三地域での 790-862MHz 帯における移動業務とその他の業務との間の共用研究の結果を、この周波数帯に分配されている業務の十分な保護を確保するために検討し、必要な措置を執ること。

＜議題の概要＞

第 1 地域及び第 3 地域の 790-862MHz について、現在当該周波数が割り当てられている業務を保護するために、移動業務とその他の業務の共用検討を実施するもの。

＜考え方＞

- ・ 第 3 地域（イランを除く）においては、GE-06 協定に基づく規制事項が適用されるべきでなく、無線通信規則（RR）の変更は不要であるため、第 3 地域（イランを除く）に関するいずれの論点（Issue）においても現行維持を支持する。
- ・ 既に移動業務が導入されている周波数帯であることに鑑み、移動業務に関し過度な制約を設けるべきではない。

議題 1.18 2483.5-2500MHz 帯における無線測位衛星業務（宇宙から地球）（RDSS（↓））の世界的な一次格上げについて

決議 613（WRC-07）により、2483.5-2500MHz 帯における RDSS（↓）に対する既存の一次及び二次分配を世界的な一次分配に格上げすることについて検討し、ITU-R の研究に基づいて必要な規定を定めること。

＜議題の概要＞

2483.5-2500MHz 帯において、無線測位衛星業務（宇宙から地球）を世界的に一次分配した場合に、その他の業務との間で共用可能かどうか検討するもの。

＜考え方＞

2483.5-2500MHz 帯の RDSS（↓）への一次分配に関しては、CPM（Conference Preparatory Meeting）テキストに記載されている既存のシステムが適切に保護される必要があると考える。

議題 1.19 ソフトウェア無線及びコグニティブ無線の導入に向けた規制事項に関する検討

決議第 956 (WRC-07) の規定に従い、ITU-R の研究結果に基づき、ソフトウェア無線及びコグニティブ無線の導入を可能にするために、規制上の措置とその妥当性を検討すること。

<議題の概要>

コグニティブ無線 (CRS) 及びソフトウェア無線 (SDR) の導入に関する規則面からの措置の必要性を検討し、その検討結果にもとづき、WRC-12 において適切な措置を講じるもの。

<考え方>

- ・ SDRとCRSに関して、(現行の) 無線通信規則を変更する必要はない。
- ・ SDRとCRSは、無線通信規則の第1条に規定される「無線通信業務」ではなく、如何なる無線通信業務および電波天文業務(RAS)のシステムにも実装可能な技術である。SDR技術とCRS技術を使用する如何なるシステムも、割り当てられた周波数帯において、無線通信規則の条項に従って運用されなければならない。
- ・ CRS技術とSDR技術が周波数全体の利用において周波数利用効率向上と柔軟性を与えることから、これらの技術に過度の制約を課すのは適切でない。
- ・ SDR技術とCRS技術は、周波数全体の利用に更なる柔軟性と周波数利用効率の向上をもたらすので、これらの技術の開発と導入を促進するITU-Rでの研究を、日本は支持する。
- ・ 周波数利用の逼迫緩和のため、CRS技術が周波数全体の利用効率の向上に有効であることを考慮すると、CRS技術に関する更なるITU-Rでの研究が早急に必要であることから、CRSに関するITU-Rの研究を更に促進するWRCまたはITU-Rの新しい決議をつくるべきである。

議題 1.20 5850-7075MHzにおける高高度プラットフォーム局用中継線 (HAPS Gateway link) への周波数特定

決議 734 に従い、5850-7075MHz の間において HAPS 用中継線 (Gateway link) 向け周波数帯を特定すること。

<議題の概要>

5850-7075MHz において同一周波数帯を使用している既存の他業務の保護を前提に 1 チャンネル当たり 80MHz として 2 チャンネル分 (合計 160MHz) の周波数帯を HAPS の中継線用として特定するもの。

＜考え方＞

今回、HAPS ゲートウェイ用として新たに提案されている周波数帯は、我が国において既に他の各種無線通信業務等によって使用されていることから、HAPS によるこれらの無線通信業務等への干渉回避を確保しつつ、世界的な HAPS の研究開発等を妨げないよう措置されるべきである。

議題 1.21 15.4-15.7GHz 帯における無線標定業務 (RLS) への一次分配の検討

決議 614(WRC-07)により、ITU-R の研究に基づき、15.4-15.7GHz 帯における RLS への一次分配を検討すること。

＜議題の概要＞

既存業務である航空移動業務 (ARNS) 及び固定衛星業務 (MSS) と RLS との間での共用に関する ITU-R の研究に基づき、15.4-15.7GHz 帯における RLS への一次分配を WRC-12 において検討するもの。

＜考え方＞

15.4-15.7GHz 帯の ARNS 及び隣接帯 15.35-15.4GHz の電波天文業務 (RAS) を保護するため、無線通信規則第 5 条の必要な規制条項を定めた上で、RLS を一次分配するという ITU-R の研究結果を支持する。

議題 1.22 短距離無線機器からの発射の無線通信業務への影響の検討

決議第 953 (WRC-07) の規定に従い、短距離無線通信装置からの発射が無線通信業務に及ぼす効果を検討すること。

＜議題の概要＞

無線通信業務が適切に保護されるよう、無線通信規則で産業科学医療 (ISM) 機器の運用可能となっている周波数帯の内外における短距離無線機器 (SRD)、特に RFID (Radio Frequency IDentification) からの発射について検討を行うもの。

＜考え方＞

- ・ 既存のサービスは SRD からの有害な干渉から保護されるべきである。
- ・ 多くの既存の SRD はその他の既存業務に有害な影響を与えず現在使われていることから、既存の SRD に過度な制約を設けることは適当でない。
- ・ 本議題の検討にあたっては SRD のアプリケーションの将来の発展を阻害する過度な制約を設けることは適当でない。

議題 1.23 415-526.5kHz におけるアマチュア業務の 2 次分配の検討

既存の業務を保護する必要性を考慮しながら、415-526.5kHz 帯での約 15kHz を二次的基礎でアマチュア業務に分配することを審議すること。

<議題の概要>

既存業務等の保護の必要性を考慮しながら、415-526.5kHz からの約 15kHz 幅のアマチュア業務への 2 次分配を検討するもの。

<考え方>

既存業務の保護の検討が十分に行われることを条件に、アマチュア業務へ連続的に 15kHz の周波数を 2 次分配することを支持する。

議題 1.24 7750-7850MHz 帯における気象衛星業務の 7900MHz までの分配拡張の検討

決議第 672 (WRC-07) の規定に従い、気象衛星業務への 7750-7850MHz 帯の既存分配について、非静止気象衛星の宇宙から地球方向に限り、この分配を 7850-7900MHz 帯に拡大する目的で検討すること。

<議題の概要>

非静止気象衛星業務(宇宙から地球)の 7850-7900 MHz 帯への分配拡張を検討するため、気象衛星業務と既存業務との共用基準の策定や周波数分配表の改訂について検討するもの。

<考え方>

ITU-R における共用検討の結果を踏まえ、7850-7900MHz 帯の周波数に世界的基礎で気象衛星業務(宇宙から地球)を一次分配することを支持する。

議題 1.25 移動衛星業務 (MSS) への追加分配の検討

決議第 231 (WRC-07) の規定に従い、MSS への、可能な追加的分配について検討すること。(4-16GHz 帯に焦点を当てて検討。)

<議題の概要>

WRC-12 に向けて、特に 4GHz から 16GHz 帯に焦点を当てて、本帯域における既存業務に不当な制限をかけることなく、共用性及び両立性を考慮に入れて、地球から宇宙方向及び宇宙から地球方向の MSS に、新たに分配できる可能性のある帯域の研究を完了させるもの。

<考え方>

・MSS への分配は、既存の、計画中の及び将来の無線通信業務の保護が確実になされ、

過度な制約とならないことが条件である。

- ・既存の、計画中の及び将来の無線通信業務を保護すべく、関連 WP から責任グループである WP4C に提出された意見は十分に考慮されるべきである。
- ・ITU-R において実施中の既存業務との共用・両立性検討が、十分行われることが必要である。
- ・ITU-R で共用・両立性の検討が行われている以下の各周波数帯において、以下のとおりと考える。
 - －5150-5250 MHz 帯： 共用検討の結果、無線 LAN との共用は困難であると考えられ、MSS への分配は適当でないと考える。
 - －7055-7250 MHz 帯： 我が国における共用検討の結果、宇宙研究業務及び固定・移動業務との共用は困難であり、MSS への分配は適当でないと考える。
 - －8400-8500 MHz 帯： 我が国における共用検討の結果、宇宙研究業務との共用は困難であり、MSS への分配は適当でないと考える。
 - －10.5-10.6 GHz 帯： 我が国における共用検討の結果、固定・移動業務との共用は困難であり、MSS への分配は適当でないと考える。
 - －13.25-13.4 GHz 帯： 航空無線航行業務との共用のためには、何らかの規制が必要であり、現在 ITU-R において実施中の航空無線航行業務との共用検討は、さらに行われる必要があると考える。
 - －15.43-15.63 GHz 帯： 現在の ITU-R において実施中の電波天文業務との両立性検討は、さらに行われる必要があると考える。

議題 2 無線通信規則 (RR) に参照による引用をされた ITU-R 勧告の参照の現行化

決議第 28 (WRC-03、改) に従って、RR において参照により引用され、無線通信総会から連絡のあった改訂 ITU-R 勧告を調査し、決議第 27 (WRC-07、改) の付録にある原則に従って、RR における当該参照の現行化の是非について検討すること。

<議題の概要>

RR において義務規定として参照・引用されている ITU-R 勧告が WRC-07 から WRC-12 までに改訂された場合、当該改訂 ITU-R 勧告について RR における参照・引用の更新を行うか否かを検討するもの。参照・引用の更新をしない場合、改訂前の勧告が引き続き引用される。

また、RR が ITU-R 勧告を引用している場合において、義務的なものとして引用しているか否か不明確な場合について、明確化に努めるもの。

＜考え方＞

議題そのものに対する特段の意見がない限り、見解を出さないこととする。

議題4 決議・勧告の見直し

決議第95（世界無線主管庁会議（WARC）及びWRCの決議及び勧告の全般的な見直し：WRC-07、改）に従い、過去の世界無線通信会議の決議及び勧告を改正、置換又は廃止する観点から見直すこと。

＜議題の概要＞

過去の世界無線通信会議で策定された決議及び勧告について、改正、置換又は廃止の観点から見直すもの。他の議題で取り扱わないWRC決議・勧告が対象。

＜考え方＞

議題そのものに対する特段の意見がない限り、見解を出さないこととする。

議題7 衛星ネットワークに係る周波数割当のための事前公表手続、調整手続、通告手続及び登録手続の見直し

全権委員会決議第86（2002年マラケシュ、改）「衛星ネットワークに係る周波数割当のための事前公表手続、調整手続、通告手続及び登録手続」に応じ、決議第86（WRC-07、改）に従って、可能な変更について検討すること。

＜議題の概要＞

衛星網の国際調整手続の更なる簡素化、無線通信局（BR）における衛星網のファイリングの処理にかかる事務処理の積滞解消及びBRと主管庁のコスト削減を達成するため、衛星網にかかる調整及び通告の手続の見直しを行うもの。

＜考え方＞

衛星調整手続に関するBRの事務処理簡素化を引き続き支援するが、その見直しに当たっては、BRの事務処理量の軽減に伴う各国主管庁への事務負担増等も考慮の上、幅広い視点から検討を行い、真に有効なものを見極めて採用すべきである。なお、RRの第5条、第9条及び第11条を大幅に書き換え、組み替えることは、他の条項への予期し得ない影響や矛盾を引き起こす可能性があるため、適当ではない。

議題 8.1 無線通信局長報告の検討

以下の無線通信局長報告を検討して承認すること。

議題 8.1.1 (Issue A) 妨害からの無線通信サービスの保護

決議 63 無線通信サービスの十分な保護を保証するために、無線通信規則 (RR) で産業科学医療 (ISM) 機器用として割り当てられた周波数帯又はそれ以外の周波数帯で使用される ISM 設備からの放射に課する許容値に関する研究が必要。

議題 8.1.1 (Issue B) RR 付録第 30A 号第 9A 条及び同付録第 30 号第 11 条の表における備考欄の更新を行う

議題 8.1.1 (Issue C) 地球観測アプリケーションについて

議題 8.1.2 RR の適用の際に生じた困難又は矛盾、及び

議題 8.1.3 国際電気通信連合 (ITU) 条約第 7 条に従って、決議第 80 (WRC-07、改) に応じた措置に関する無線通信局長の報告を検討し承認すること。

<議題の概要>

議題 8.1.1 (Issue A)

無線通信サービスの十分な保護を保証するために、RR で ISM 機器用として割り当てられた周波数帯又はそれ以外の周波数帯で使用される ISM 設備からの放射に課する許容値に関する研究をするもの。

議題 8.1.1 (Issue B)

RR 付録第 30A 号第 9A 条及び同付録第 30 号第 11 条の表の備考欄について分析を行い、必要に応じ更新を行うもの。

議題 8.1.1 (Issue C)

地球観測無線通信アプリケーションの重要な役割や世界的な重要性の認識及びこれらアプリケーションの利用や利点に関する主管庁の知識や理解を向上させるための研究を行い、WRC-12 での無線通信局長報告書のなかで本研究成果を包含できるようにするもの。なお、本件は新たな分配や追加的な保護を求めものではない。

議題 8.1.2

RR を実際に適用していくなかで遭遇する、失効している規定や相互に矛盾する規定について無線通信局長が報告にまとめ、WRC で検討、承認するもの。

議題 8.1.3

決議 80 (静止衛星軌道やその他の衛星軌道及び周波数の合理的、公平、効果的かつ経済的な使用手続について研究することを規定) に基づき、ITU 憲章第 44 条に含まれる基本原則について、今後 ITU-R で研究のうえ無線通信規則委員会 (RRB) において審議し、その進捗状況を無線通信局長報告として毎回の WRC に報告、WRC で検討、承認するもの。

<考え方>

議題 8.1.1 Issue A

議題そのものに対する特段の意見がない限り、見解を出さないことにする。

議題 8.1.1 Issue B

無線通信局長レポート案に基づき検討項目が決定するため、今後、引き続き検討。

議題 8.1.1 Issue C

特に地球観測に焦点をあてた気候変動、天気、水、災害予測・検出・軽減及びその他科学応用のための地球観測用電波利用の貴重な役割や世界的な重要性に関する ITU-R 報告の作成が関連無線業務の理解を深める重要な手段となることを踏まえ、ITU-R における研究を支持する。

議題 8.1.2

議題そのものに対する特段の意見がない限り、見解を出さないことにする。

議題 8.1.3

議題そのものに対する特段の意見がない限り、見解を出さないことにする。

議題 8.2 将来の世界無線通信会議の議題

次回の世界無線通信会議の議題に盛り込む項目を理事会に勧告すること並びに決議第 806 (WRC-07) を考慮して、後続の世界無線通信会議のための仮議題及び将来の世界無線通信会議で検討する可能性のある議題に関する見解を表明すること。

<議題の概要>

次回、次々回以降の世界無線通信会議の仮議題等を設定するもの（決議第 806 は WRC-16 の仮議題）。

<考え方>

我が国より、以下の課題について、WRC-16 の新議題としての提案を行う。

- ・ 79GHz 高分解能レーダーのための 77.5-78.0GHz の無線標定業務への分配検討。
- ・ WRC-12 に続く WRC における IMT スペクトラムの検討。